

# 他人の行為により病気やけがをしたとき

自動車事故など他人の加害行為が原因で治療を受けるとき、かかった医療費は加害者の負担となりますが、と  
りあえず健康保険を使って治療を受けることができます。

## 必ず 健康保険組合に届出を

健康保険で治療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を必ず健康保険組合に提出してください。

他人の加害行為が原因で負傷した場合も、健康保険で治療を受けることができますが、このような「第三者行為」が原因となる場合、健康保険組合は加害者が支払うべき医療費を一時的に立て替えるだけで、負担した医療費は後で加害者に請求します。

任意保険に加入している場合、「第三者行為による傷病届」等の届出書類の作成・提出について、損害保険会社からサポートを受けられる場合があります。詳しくは契約している損害保険会社にお問い合わせください。



**第三者行為の主な事例は自動車事故ですが、次のような場合も第三者行為となります**

- 学校やスーパーなどの設備の欠陥でけがをしたとき
- 他人の飼い犬やペットなどにより、けがをしたとき
- 不当な暴力や傷害行為を受け、けがをしたとき
- 飲食店などで食中毒にあったとき

## 自動車事故にあったら

①

### できるだけ冷静に

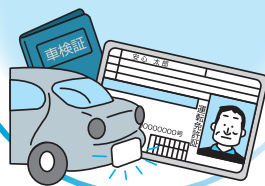
ショックで冷静な判断を失うことがあります。できるだけ冷静に対処してください。



②

### 加害者を確認

ナンバー、運転免許証、車検証などを確認しましょう。



③

### 警察へ連絡

どんな小さな事故でも、必ず警察に連絡しましょう。



④

### 示談は慎重に

後遺障害の危険もありますので、示談は慎重にしましょう。なお、健康保険で治療を受けたときは、示談の前に健康保険組合へご連絡ください。



## Q & A

**Q** 「第三者行為による傷病届」はいつ出せばよいでしょうか？

**A** できるだけすみやかに提出してください。

**Q** 自動車事故のときは健康保険が使えないといわれましたが、本当ですか？

**A** そのようなことはありません。ただし、健康保険組合が負担した医療費は後で加害者に請求しますので、加害者が医療費を支払ったときは、その範囲で健康保険の給付が受けられなくなります。

### 示談前に健康保険組合に連絡を

示談により、損害賠償請求権の一部を放棄した場合、その範囲で健康保険の給付を受けられなくなることがあります。後遺障害などで後から治療が必要になったとき、健康保険が使えないといった事態を避けるためにも、示談をする場合は事前に健康保険組合にご相談ください。